

第 8 期香川県高齢者保健福祉計画の骨子（案）

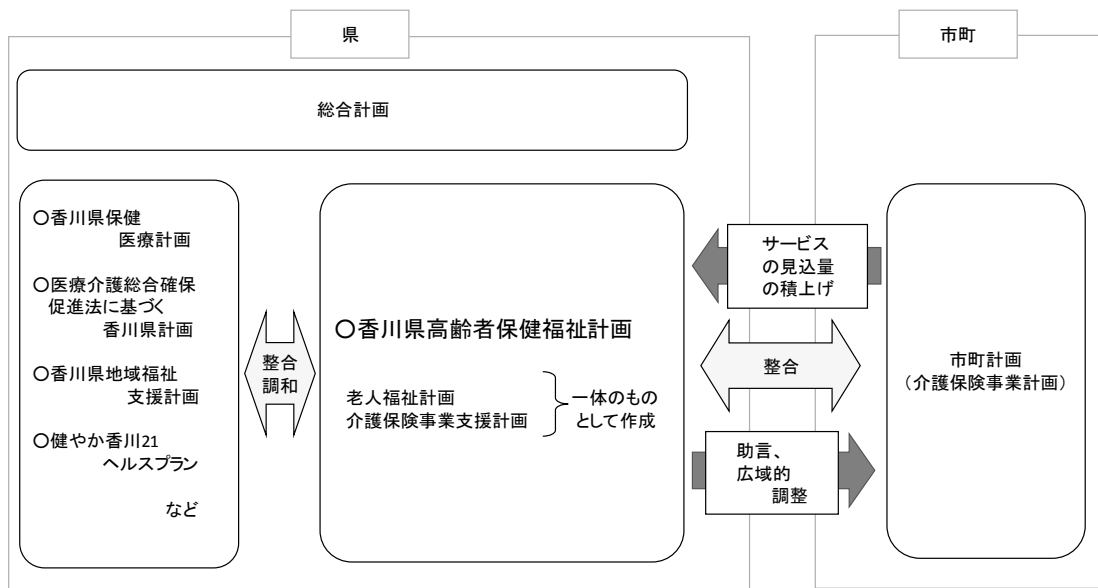
第 1 章 計画の策定に当たって

○計画策定の趣旨

- ・ 団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）頃まで、高齢者人口は 30 万人前後で推移するものの、介護ニーズが高い 85 歳以上人口の急速な増加や認知症高齢者の増加が見込まれ、介護サービス需要の増加、多様化が想定されている。
- ・ 2040 年（令和 22 年）に向けては、生産年齢人口の減少が見込まれ、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要である。
- ・ 第 7 期計画に引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護予防・健康づくり施策や認知症施策等に取り組むとともに、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を勘案し、団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）及び 2040 年（令和 22 年）を見据えたサービス基盤の整備、人的基盤の確保を図っていくことが重要。
- ・ 要介護者等や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であり、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが求められている。
- ・ こうした現状や将来展望を踏まえ、高齢者の保健福祉分野に関し、本県の目指す方向性や取り組む施策を明らかにする総合的・基本的な計画として、第 8 期香川県高齢者保健福祉計画を策定する。

○計画の位置付け

- ・ 老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 9）と介護保険事業支援計画（介護保険法第 118 条）を「高齢者保健福祉計画」として一体的に作成するもの。
- ・ 本県における総合計画の高齢社会対策に関する個別計画となるもの。
- ・ 市町が策定する計画では、その地域の実情に応じてサービスの種類ごとの見込量を定める。
- ・ 県の計画では、市町ごとの見込量を積み上げて県全体のサービスの見込量とし、見込まれるサービスの提供水準を確保する観点から、県内における介護サービス基盤の整備方針、介護人材の養成確保・資質向上策、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制づくりなどについて定め、市町の計画を支援するもの。

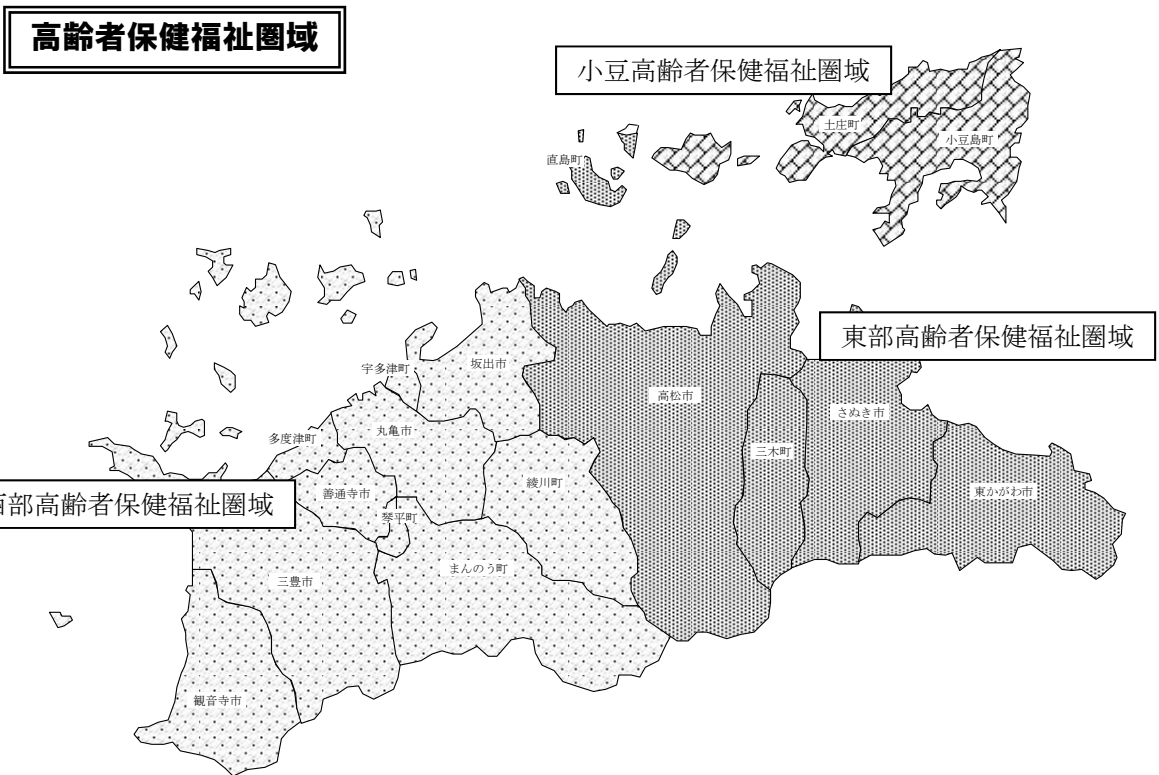


○計画の期間

- ・2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間

○高齢者保健福祉圏域

- ・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」に基づき、保健医療サービスと福祉サービスの連携を図るため、平成30年3月に策定された「第七次香川県保健医療計画」における二次保健医療圏と合致させた3つの圏域を、高齢者保健福祉圏域として設定



○計画の進行管理

- ・関係部局間の連携
- ・進捗状況の社会福祉審議会への報告

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計 ※第1回資料3-1、3-2参照

- 高齢者人口及び世帯の状況
- 平均寿命と健康寿命
- 要介護者等の状況
- 認知症高齢者の状況
- 県民の意識（令和元年度県政世論調査）
- 2040年度（令和22年度）の見通し（要介護等認定者数の見込等）
※市町推計の積上げ

第3章 基本理念、基本方針、施策体系

○基本理念

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる香川の実現

○基本方針

いきいきと暮らせる香川をつくる

- ・高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生涯を通じた健康づくりをはじめ、要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止を推進することが必要。
- ・高齢者が目標や生きがいを持って暮らせるよう、高齢者が地域で活躍できる環境を整えることが必要。

支え合いながら暮らせる香川をつくる

- ・高齢者が、介護が必要な状態になったとしても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進し、「地域共生社会」の実現を目指すことが求められている。
- ・高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要な日常生活支援の充実をはじめ、認知症施策の推進、医療と介護連携の推進に取り組むとともに、高齢者の住まいの安定的な確保を図ることが必要。
- ・いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、増加・多様化する介護サービス需要や、介護人材の担い手となる現役世代の減少に対応するため、居宅サービスと施設サービスの役割分担やバランスを図りながら地域の実情に応じた介護サービスを充実することや、介護人材の確保及び介護業務の効率化に係る取組みを強化することが必要。

安心して暮らせる香川をつくる

- ・高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、防災対策の推進をはじめ、犯罪・悪質商法等からの保護や交通安全対策の推進、高齢者虐待防止の体制整備など、関係機関と地域が連携して、安全な暮らしの確保に取り組むことが必要。

○施策体系

基本理念	基本方針	施策体系		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる香川の実現</p>	いきいきと暮らせる香川をつくる	第1 健康づくりと生きがいつくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯を通じた健康づくり 2 介護予防の推進 3 高齢者の生きがいつくり 	
	支え合いながら暮らせる香川をつくる	第2 人にやさしい地域づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における支え合いの仕組みづくり 2 在宅生活支援の充実 3 認知症施策の推進 4 誰もが暮らしやすいまちづくり 	
		第3 介護サービス等の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス基盤の充実 2 高齢者向け住まいの充実 3 医療と介護の連携 4 効果的・効率的な介護給付の推進（第5期介護給付適正化計画） 	
		第4 介護・福祉人材の確保及び介護業務の効率化	<ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い介護・福祉人材の養成 2 介護・福祉人材の安定的確保 3 介護業務の効率化 	
		安心して暮らせる香川をつくる	第5 安全な暮らしの確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災対策の推進 2 防犯・交通安全対策の充実 3 高齢者虐待の防止

第4章 施策の展開

- 施策体系に基づき、課題と個別の施策を整理（別添資料）

第5章 圏域別の見込みと整備目標 ※市町推計の積上げ

- 高齢者数等の見込み
- 施設整備目標
- 介護サービスの見込量

資料

- 計画の策定体制
- 用語の解説

第4章 施策の展開イメージ

※現時点における参考資料です。

第1 健康づくりと生きがいづくり

【課題】

- 高齢化が進行する中、平均寿命の延伸とともに、「自立して健康に暮らす」ことのできる期間である健康寿命を延伸することが重要です。健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病対策を総合的に推進するほか、生涯を通じた健康づくりや生きがいづくり、心身の衰えを予防・回復するための介護予防を進める必要があります。また、生活習慣病対策と介護予防の連携の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する必要があります。
- 主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患に加え、本県では糖尿病の死亡率や受療率が高くなっていることから、これら生活習慣病の対策が重要です。
- 自殺者の4割程度が60歳以上であり、身体の病気やうつ病等の健康問題が主な原因となっています。
- 要介護状態等になることの予防、軽減・悪化防止には、高齢者の運動機能や口腔機能、栄養状態等の心身機能の向上だけでなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てるよう、日常生活における活動や社会参加を促し、生活の質の向上を目指すことが求められています。
- 意欲のある高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう、雇用・就業機会の確保を図る必要があります。
- 高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、生涯を通じた学習やスポーツに取り組める環境を整備することが必要です。

【施策の展開】

1 生涯を通じた健康づくり

(1) 生活習慣の改善

- ・「健やか香川21ヘルスプラン」に基づく生活習慣の改善
- ・健康増進の基本的要素である栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等に関する生活習慣等の改善

(2) 生活習慣病の発症予防・重症化防止

- ・がんや糖尿病等の生活習慣病の発症予防、重症化防止に向けた特定健診、がん検診の受診率向上
- ・がん患者や糖尿病患者等の療養生活の質の維持・向上

(3) こころの健康づくり

- ・うつ病対策を中心とした自殺予防策の推進

2 介護予防の推進

(1) 自立した日常生活への支援

- ・地域全体への自立支援等に関する普及啓発、地域ケア会議や通いの場等への各医療専門職の派遣調整

(2) 要介護状態等になることの予防、軽減・悪化防止

- ・研修等を通じた地域包括支援センターへの支援
- ・地域の実情に応じた介護予防事業の実施に向けた研修や助言
- ・保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けた支援【新規】
- ・ロコモティブシンドロームやフレイル等について、保健・医療・介護の連携による総合的な予防策

3 高齢者の生きがいづくり

(1) 高齢者の雇用・就業機会の確保

- ・高齢者の雇用確保に向けた周知
- ・勤労意欲のある高齢者の就業環境の整備の要請
- ・高齢者の多様な就業機会の確保に向けた取組み【新規】
- ・シルバー人材センター事業の運営支援
- ・県立高等技術学校、県立農業大学校による就業・就農支援

(2) 高齢者の生涯学習・生涯スポーツの機会の拡充

- ・かがわ長寿大学の運営支援及び認知度向上
- ・大学と連携したキャンパス講座の受講機会の提供や「かがわ学びプラザ するするドットネット」による生涯学習情報の提供
- ・ねんりんピック、県民スポーツ・レクリエーション祭への参加促進
- ・総合型地域スポーツクラブの活性化支援

第2 人にやさしい地域づくり

【課題】

- 要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要があります。
- 高齢者は、超高齢社会を支える貴重なマンパワーとして、その豊かな経験、知識、技能を生かし、地域社会において積極的な役割を果たすことが期待されています。元気な高齢者をはじめとする地域住民が地域福祉の担い手となり、十分に力を発揮できるよう体制を整備することが必要です。
- 地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステム構築の中核機関である地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に整備することに加えて、地域ケア会議の開催を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要です。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生活支援体制整備を推進することが必要です。
- 今後、認知症高齢者の増加が予測されること、また、認知症は誰でも発症する可能性があることから、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい理解の普及・啓発や見守り、医療・ケア体制を充実させる必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによるやさしいまちづくりが必要です。

【施策の展開】

1 地域における支え合いの仕組みづくり

- (1) 地域共生社会の実現のための仕組みづくり
 - ・地域で支え合う仕組みづくりを促進するための普及啓発
- (2) 地域で支える体制の整備
 - ・民生委員・児童委員の担い手確保と活動の充実
 - ・「高齢者いきいき案内所」の高齢者人材バンクなど人材の有効活用
 - ・声かけ・見守り活動、居場所づくりの推進支援

- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体の運営・機能強化
- ・超高齢社会の重要な担い手である老人クラブの活動支援・加入促進

（3）高齢者が地域で活躍できる環境の整備

- ・「高齢者いきいき案内所」の効果的な活用による社会参加の促進
- ・ホームページ「かがわ共助のひろば」を用いたボランティア・NPO等の活動に関する情報発信
- ・知識・経験を生かしたボランティア活動の促進
- ・農山漁村の高齢者が持つ優れた技術や知識・能力の伝承活動の促進

2 在宅生活支援の充実

（1）市町への支援

- ・地域包括支援センター職員の資質向上のための研修の実施
- ・保険者機能強化推進交付金の活用による市町支援【新規】
- ・データの活用促進を図るための市町支援【新規】
- ・市町相互間の連携促進

（2）地域ケア会議の推進

- ・適切な運営に向けた研修や助言、専門職の派遣

（3）生活支援体制整備の推進

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた市町への助言・支援
- ・移動困難高齢者対策に係る市町への支援【新規】

3 認知症施策の推進

（1）認知症への正しい理解や予防の普及啓発・本人発信

- ・認知症サポーター及びキャラバン・メイトの養成
- ・認知症に関する相談先の情報提供や本人発信支援【新規】
- ・運動・栄養・社会交流の三位一体による認知症予防の推進

（2）適時・適切な医療・介護等の提供

- ・認知症地域支援推進員の質の向上や関係機関との連携強化
- ・実践的な研修による認知症高齢者に対する介護サービスの充実
- ・認知症高齢者の早期発見や適切なケアを行うための連携体制の構築
- ・認知症初期集中支援チームの円滑な運営支援
- ・認知症サポート医の養成
- ・もの忘れ相談医や認知症専門医療機関の情報提供
- ・医療機関での認知症の人への適切な処置の実施に向けた研修の実施

（3）若年性認知症の人への支援

- ・若年性認知症支援コーディネーターを中心としたネットワークづくり
- ・本人や家族の支援ニーズの把握と関係機関の理解促進や情報共有

(4) 認知症の人にやさしい地域づくり（認知症バリアフリー）

- ・認知症高齢者等の見守り体制の構築、民間団体も参加した「かがわ高齢者見守りネットワーク」による情報交換や研修の実施、認知症サポーター等の活動（チームオレンジ）推進

(5) 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の普及啓発
- ・関係機関と連携した利用促進
- ・市民後見人の養成、社会福祉協議会による法人後見の実施支援

4 誰もが暮らしやすいまちづくり

(1) バリアフリー環境の整備

- ・「香川県福祉のまちづくり条例」に基づく公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・「心のバリアフリー」についての啓発活動及び「情報のバリアフリー」の推進
- ・「かがわ思いやり駐車場制度」の普及と適切な利用促進

(2) ユニバーサルデザインの普及促進

- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進

(3) 交通手段の確保

- ・利便性と結節性に優れた地域公共交通ネットワークの構築の推進
- ・バス路線や航路の維持・確保を図るための支援
- ・市町と連携した公共交通の維持・確保

第3 介護サービス等の充実

【課題】

- 重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加により、今後、更に増加・多様化が想定される介護サービス需要に対応するため、必要なサービスが必要なときに提供されるよう介護サービスの充実が必要です。
- 令和元年度県政世論調査結果によると、約45%の人が「介護が必要になっても、できる限り、現在の住まいや地域に住み続けたい」、約30%の人が「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホームなど）に入所したい」と回答しており、居宅サービスと施設・居住系サービスの役割分担や需給バランスを勘案しながら基盤整備を進める必要があります。
- 増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護医療院の整備を推進する必要があります。
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、多様な介護需要の受け皿となっている状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を勘案して介護サービス基盤の整備を適切に進めていくことが必要です。
- 離島や山間地域の一部の地域については、民間事業者の参入がほとんどなく、必要な介護サービスが十分利用できない状況にあります。
- 利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう、利用者に対する適切なサービスの提供や利用者への分かりやすい情報提供が求められています。
- 市町が指定する地域密着型サービス事業所の増加に伴い、市町における指導監督業務等の重要性が増していることから、市町が業務を適切に遂行できるよう支援する必要があります。
- 地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが重要であることから、高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保する必要があります。
- 医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、在宅医療及び介護の連携の核となる人材の確保・養成を図りつつ、地域の関係団体等と協働して在宅医療・介護連携を推進する必要があります。
- 適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、県民の介護

保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築する必要があります。

- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう、保険者である市町と連携して介護給付の適正化を推進する必要があります。

【施策の展開】

1 介護サービス基盤の充実

(1) 介護サービス提供体制の整備

- ・ 居宅サービスと施設・居住系サービスの役割分担や需給バランスを勘案した計画的な基盤整備
- ・ 離島地域における介護サービスの確保
- ・ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの充実【新規】

<施設・居住系サービス>

- ・ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況、要介護者の人数・利用状況等を勘案した基盤整備【新規】
- ・ 介護療養型医療施設の廃止期限（2023年度末）までの確実な転換

<居宅サービス>

- ・ 市町と連携した必要な居宅サービスの確保、共生型サービスの推進
- ・ サービスの需給バランスを勘案した整備促進

(2) 介護サービスの情報提供の充実

- ・ 広報誌や出前講座等を活用した情報提供
- ・ 介護サービス事業者情報の公表推進
- ・ 福祉サービス第三者評価制度の普及啓発と受審促進

(3) 介護サービス事業の質の確保・向上

- ・ 定期的な個別指導及び事業者全体に対する集団指導の実施
- ・ 居宅介護支援の指定に関する市町支援
- ・ 介護サービス事業者の指導・監査に関する市町支援
- ・ 在宅サービスを併設している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の一体的な実地指導
- ・ 労働環境整備の促進による良質な労働環境の確保
- ・ 感染症や事故防止について県が策定したマニュアルの周知徹底
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮した感染症に備えた取組み【新規】

2 高齢者向け住まいの充実

(1) 高齢者向け住宅の普及

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の県民に対する情報提供

- ・住宅セーフティネット制度の普及啓発
- ・居住支援協議会による居住支援活動の体制づくりの促進
- ・建築士による住宅相談の定期的な実施

(2) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの確保・充実

- ・養護老人ホームにおける必要な定員の確保及び建替えの促進
- ・軽費老人ホームにおける関係市町及び施設との連携、必要な定員の確保

(3) 高齢者向け住まいの情報提供の充実とサービスの質の確保

- ・県民に対する各施設を適切に選択するために必要な情報の提供
- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保及び適切な介護基盤整備のための県と市町との連携強化【新規】
- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保【新規】

3 医療と介護の連携

(1) 地域医療の充実

- ・地域医療構想に基づく医療機能の分化と連携の推進
- ・「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」の普及・定着
- ・在宅医療を実践できる医療従事者の育成や資質向上、多職種連携の促進
- ・初期救急医療体制の充実による重症患者への質の高い医療提供体制の整備
- ・「かがわ医療情報ネットワーク」の参加医療機関の拡大
- ・へき地への巡回診療や代診医師の派遣
- ・訪問看護の支援・促進【新規】

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療・介護関係者に対する研修等の実施
- ・在宅医療に携わるコーディネーターの養成
- ・医療介護地域連携クリティカルパスの普及促進
- ・ACPの普及促進【新規】

4 効果的・効率的な介護給付の推進（第5期介護給付適正化計画）

(1) 県が行う介護給付適正化事業

- ・「かがわ介護保険情報ネット」を活用した情報提供【新規】
- ・指導監督体制の充実と介護給付適正化に向けた指導・啓発
- ・主任介護支援専門員・介護支援専門員への研修によるケアマネジメントの適正化
- ・認定調査員、介護認定審査会委員、主治医への研修による要介護認定の適正化

(2) 市町が行う介護給付適正化事業への支援

- ・各市町における取組状況の把握・分析及びその結果を踏まえた助言
- ・香川県国民健康保険団体連合会との連携による支援【新規】
- ・ケアマネジメントに関する指導能力の向上【新規】

- ・ 給付実績の具体的な活用方法に関する研修の実施【新規】

第4 介護・福祉人材の確保及び介護業務の効率化

【課題】

- 現状の介護人材不足に加え、今後、介護人材の担い手となる現役世代の減少が見込まれており、ますます増加・多様化する介護サービス需要に対応するため、利用者のニーズに的確に対応できる質の高い介護人材の安定的な確保が重要です。
- 介護保険の理念である自立支援に向け、各種の地域資源に精通するとともに、さまざまなネットワークを活用し、利用者の心身の状況等に適したケアプランを作成できる介護支援専門員をさらに増やすとともに、スキル向上のための支援を行う必要があります。
- 在宅医療のニーズの高まりを受け、急変時の対応や看取り等さまざまな局面において保健師、看護師等の役割はますます重要となっており、現場のニーズに対応した看護職員の確保が必要です。
- 介護の人材不足が懸念される中、賃金水準等処遇改善とともに、将来の担い手である若者に「選ばれる業界」となるための介護の仕事の魅力向上や、多様な人材の参入促進など、人材の安定的な確保に向けた取組みを一層推進する必要があります。
- 今後、増加すると見込まれる外国人介護人材が、介護現場において円滑に就労・定着できるよう、その受入体制を支援する必要があります。
- 介護離職を防止するため、介護に取り組む家族等への支援技術も含め介護支援専門員の資質向上を図る必要があります。
- 介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化に係る取組みを強化する必要があります。

【施策の展開】

1 質の高い介護・福祉人材の養成

- ・ 関係機関と連携した人材の養成
- ・ 資質の向上を図るための研修の実施

2 介護・福祉人材の安定的確保

(1) 介護・福祉分野への就業を希望する者に対する支援

- ・ 小・中・高校生を対象とした出前講座や介護・福祉職場体験等の実施
- ・ キャリアパスの構築支援、介護に関する進路相談や就職相談の実施
- ・ 福祉人材センターによるマッチング機能の充実強化、潜在的有資格者や離職者等に対する再就業の働きかけ

- ・介護の専門的技術を広く周知するための介護技術コンテストの開催や関係団体が実施する介護の魅力 PR 事業の支援
- ・公共職業安定所等と連携した総合的な就労支援

(2) 魅力ある職場づくりの支援

- ・社会福祉施設職員等退職手当共済事業に対する助成
- ・介護職員の定着を図るための管理者研修の実施
- ・新人職員を激励するための合同入職式の開催
- ・介護職員処遇改善加算等の新規取得等に向けた専門的な相談員の派遣

(3) 介護離職の防止に向けた人材育成

- ・働きながら介護に取り組む家族等を支援するため、介護支援専門員のマネジメント力の向上を図るための研修を実施

(4) 多様な介護人材の確保・育成

- ・介護未経験者が基本的な知識や技術を学ぶための入門的研修の実施【新規】
- ・地域の元気な高齢者等を介護助手として育成し、多様な人材の参入を促進【新規】
- ・外国人介護人材の介護能力向上のため、地域における中核的な受入施設が行う集合研修の実施を支援【新規】

3 介護業務の効率化

- ・介護業務の負担軽減や業務効率化のための介護ロボットや ICT の導入支援
- ・業務改善に取り組む介護事業所への支援【新規】
- ・文書負担軽減に向けた取組み【新規】

第5 安全な暮らしの確保

【課題】

- 地震や風水害等大規模災害を想定し、必要な防災情報をより迅速かつ的確に提供できるよう、情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、避難体制の整備、建物の耐震化等の予防策を講じる必要があります。
- 巧妙化・悪質化する特殊詐欺等の被害者は高齢者が多くを占めていることから、高齢者自身の防犯意識の向上を図るとともに、地域社会における絆の強化を図る必要があります。
- 交通事故全体の発生件数が減少傾向にある中、高齢者が関係する事故の割合は増加傾向にあることから、高齢者の特性や加齢等に応じたきめ細やかな対策を講じる必要があります。
- 家庭や施設における虐待を防止するため、早期発見及び支援のための体制を強化する必要があります。
- 高齢者の権利を守るための取組みを引き続き進める必要があります。

【施策の展開】

1 防災対策の推進

(1) 災害情報の伝達体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の避難支援等関係者への提供
- ・情報伝達体制の充実強化、市町における複数の手段を活用した情報伝達体制づくりの支援
- ・市町における避難行動要支援者個々の実情に応じた個別計画の作成促進
- ・自主防災組織の活動カバー率の一層の向上及び自主防災組織の充実・強化
- ・災害時に支援を必要とする高齢者の避難先となる介護保険施設の情報提供
- ・在宅高齢者の災害時の円滑な避難に向けた地域包括支援センター職員及び介護支援専門員への研修の実施【新規】

(2) 福祉避難所の指定、ボランティア支援体制整備の促進

- ・福祉避難所の指定やマニュアル策定に向けた市町の取組支援
- ・災害時におけるボランティア活動の円滑・効果的な実施のための活動環境の整備促進
- ・災害時におけるボランティアの受付や調整等の支援

(3) 施設・住宅の耐震化、避難計画策定等の促進

- ・介護保険施設の耐震化や避難計画の策定促進、施設間における災害時の応援協定の締結促進
- ・施設整備に当たり、各種災害に備えた対策を講じるよう指導
- ・民間住宅の耐震化促進及び普及啓発

2 防犯・交通安全対策の充実

(1) 犯罪、悪質商法等からの保護

- ・ ヨイチメール等を活用した情報提供、地域安全情報の積極的な提供
- ・ 関係機関等と連携した防犯活動の開催、振り込め詐欺撃退装置の普及促進
- ・ 高齢者に重点を置いた防犯教室の実施
- ・ 高齢者本人や家族、介護サービス事業者等の見守る人も対象とした消費生活講座の開催

(2) 交通安全対策の推進

- ・ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催
- ・ 関係機関等と連携した交通安全意識の高揚
- ・ 高齢者運転免許卒業生優遇制度の充実
- ・ バリアフリーに配慮した歩道の計画的整備など安全確保のための整備
- ・ 安全で快適な交通環境の整備

3 高齢者虐待の防止

(1) 高齢者虐待防止に向けた広報・普及啓発等

- ・ 高齢者虐待防止の普及啓発
- ・ 介護施設等の職員を対象とした権利擁護に関する研修の実施

(2) ネットワークの構築・行政機関の連携

- ・ 市町が構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」の体制整備の促進
- ・ 「養介護施設事業者等による高齢者虐待の防止・対応マニュアル」に基づく、虐待事案の迅速かつ的確な対応
- ・ 市町の対応力強化に向けた支援

(3) 虐待についての相談・支援

- ・ 市町が虐待対応困難事例への初期対応について気軽に相談できるよう、香川県社会福祉士会と連携した専門職による相談窓口の設置
- ・ 虐待対応業務に従事する市町、地域包括支援センター職員に対する専門研修の実施